

郵政民営化委員会ヒアリング資料

平成20年10月8日

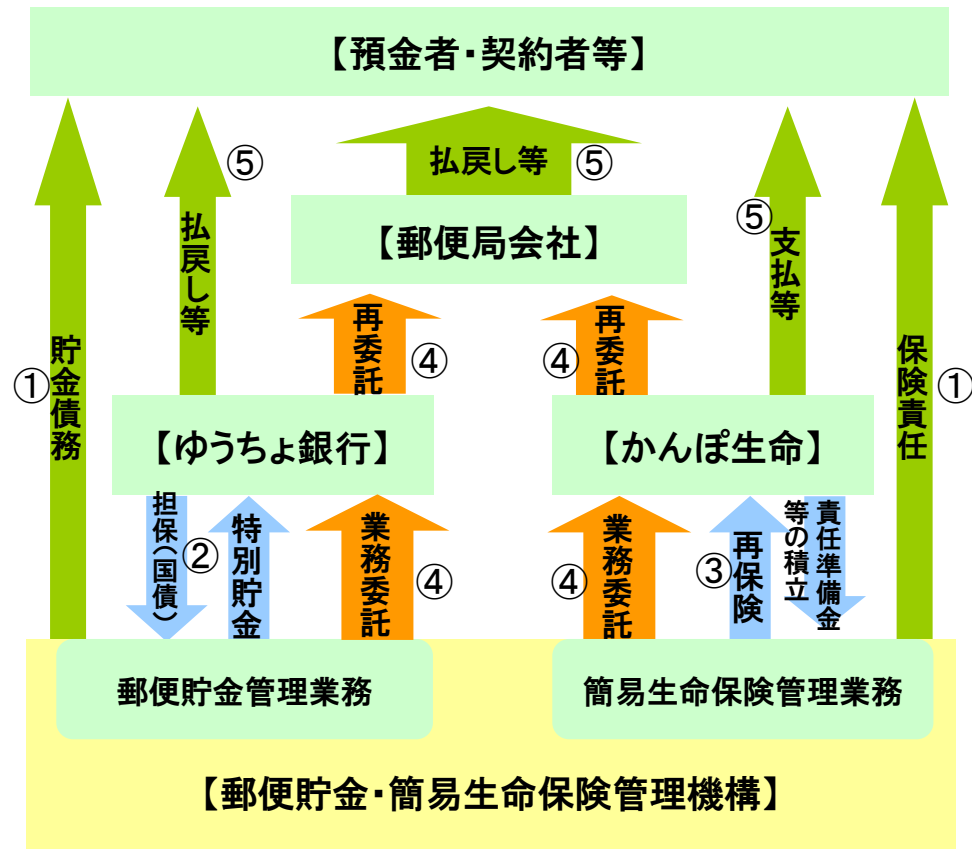
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

目 次

1 郵便貯金・簡易生命保険管理機構並びにゆうちょ銀行、かんぽ生命及び郵便局会社の対応の仕組	1
2 郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務	
2-1 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先・再委託先の監督に関する業務	2
2-2 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用に関する業務	3
2-3 訴訟関係業務	4
2-4 差押関係業務	4
2-5 国際ボランティア貯金寄附金関係業務	4
2-6 その他	4
3 郵便貯金の推移	5
4 簡易生命保険の推移	6

1 郵便貯金・簡易生命保険管理機構並びにゆうちょ銀行、かんぽ生命及び郵便局会社の対応の仕組

- ① 機構は、旧公社から、郵便貯金及び簡易生命保険に関する債務を承継し、郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等に対して、債務を履行する義務を負う。
- ② 特別貯金契約を締結し、旧公社から承継した郵便貯金の総額に相当する額をゆうちょ銀行への預金として運用。
※ 詳細については3ページ参照
- ③ 再保険契約を締結し、旧公社から承継した保険責任をかんぽ生命に再保険。
※ 詳細については3ページ参照。
- ④ 「郵便貯金管理業務委託契約」、「簡易生命保険管理業務委託契約」を締結。両会社は、それぞれ、郵便局会社との間で再委託契約を締結。
※ 詳細については2ページ参照。
- ⑤ 預金者・契約者等は、民営化前と同様に、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の支店、出張所及び郵便局において、預金の払戻し、保険金の支払等のサービスを受ける。



2 郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務

2-1 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先・再委託先の監督に関する業務

(1) 委託・再委託の枠組み

- ① 機構法に基づき、機構が行う郵便貯金管理業務については銀行その他の者に、また、簡易生命保険管理業務については、生命保険会社その他の者に、その業務の一部を委託することが可能（再委託も可能）。
- ② 委託先については、民営化施行時において、郵便貯金管理業務についてはゆうちょ銀行、簡易生命保険管理業務についてはかんぽ生命とすると規定した民営化法第162条に基づき、ゆうちょ銀行との間で「郵便貯金管理業務委託契約」を、かんぽ生命との間で「簡易生命保険管理業務委託契約」を締結。
- ③ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、それぞれ、郵便局会社との間で再委託契約を締結。

(2) 委託先等の監督の方法

- ① 委託先、再委託先に対しては、旧公社業務と比較し業務の質の維持・向上を図るとともに、委託先等が行う銀行業務・銀行業の代理業務又は生命保険業務・生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質の確保を求めているところ。
- ② 業務の実施状況を監督するために、具体的に重点確認項目を定め、問題発生都度の委託先、再委託先から適宜適切な報告を徴収するとともに、実地監査を実施。
- ③ これらの報告、実地監査等に基づき、改善措置を指示。
- ④ なお、かんぽ生命に対しては、決算時において、再保険契約に従いかんぽ生命が再保険契約に係る収益及び費用を他と適正に区分して経理していることを検証。

(1)郵便貯金資産

- ① 機構は、民営化法第162条に基づき民営化施行時において、旧勘定の郵便貯金の総額に相当する額を、ゆうちょ銀行に対して貯金(特別貯金)することとなっており、郵便貯金が払い戻される都度、それに相当する額の特別貯金を払い戻すこととしている。
- ② また、この郵便貯金資産の大宗を占める特別貯金については、ゆうちょ銀行からその相当額の担保(国債等)を徴し、特別貯金残高の減少に伴い、担保を返還するというシステムをとっているため、機構の判断に基づく資産運用は極一部に限られている(その他の運用として、預金者貸付、地方公共団体貸付及び余資運用(国債への運用)を実施。)
- ③ なお、民営化法第162条に基づき、ゆうちょ銀行から事業年度ごとに、国債等の安全資産の額の見通し及びその根拠について報告を受けることになっており、同法第160条に基づき報告受領後、遅滞なく公表している。

(2)簡易生命保險資產

- ① 機構は、民営化法第162条により、承継した簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて再保険契約をかんぽ生命と締結することを義務づけられているため、機構の判断に基づく資産運用は極一部に限られている(機構の運用として、契約者貸付、地方公共団体貸付、公庫公団等貸付及び余資運用(預金)を実施。)
- ② また、再保険契約において、かんぽ生命に対し安全資産保有義務を課しており、毎月、同社から、運用状況に関する報告を徴し、運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務に関する実績を検証。また、安全資産保有義務に抵触するリスクについても検証。
- ③ なお、民営化法第162条に基づき、かんぽ生命から事業年度ごとに、安全資産の額の見通し及びその根拠について報告を受けることになっており、同法第160条に基づき報告受領後、遅滞なく公表している。

【郵便貯金資産(平成19年度末)】		単位: 億円
区 分	運用残高	
ゆうちょ銀行への預金(特別貯金)	1,095,196	
預金者貸付	2,535	
地方公共団体貸付	34,601	
余資運用(国債)	76	

【簡易生命保険資産（平成19年度末）】		単位：億円
区 分	運用残高	
契約者貸付	16,911	
地方公共団体貸付	172,792	
公庫公団等貸付	9,386	
余資運用（預金）	5	

2-3 訴訟関係業務

郵便貯金及び簡易生命保険に関し、機構を被告として提起された訴訟(旧公社から承継したものを含む。)について対応。

	旧公社から承継した訴訟	民営化後提起された訴訟	結審等した訴訟	継続中の訴訟
郵便貯金管理業務	121	149	164	106
簡易生命保険管理業務	71	68	74	65
機構合計	192	217	238	171

※ 平成20年9月末現在。

2-4 差押関係業務

裁判所による郵便貯金及び簡易生命保険に対する差押命令等に対応。

	債権差押命令等	債権差押命令の取下げ等
郵便貯金管理業務	10,240(853)	9,502(792)
簡易生命保険管理業務	244(20)	156(13)
機構合計	10,484(874)	9,658(805)

※ 平成19年10月～平成20年9月までの合計。()内は月平均件数。

2-5 国際ボランティア貯金寄附金関係業務

国際ボランティア貯金寄附金の配分審査、寄附金交付及び使用状況の監査を実施。平成19年度下期は74団体に約5億円を配分。平成19年度末の未配分残高は約14億円。

2-6 その他

(1) 郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等に対しての通知

郵便貯金の預金者に対し、満期時、満期後10年経過時、同20年経過後、簡易生命保険の支払通知書を発行した契約者等に対し、通知書発行後3ヶ月、6ヶ月及び1年経過時に早期受取を促す通知を発送。(※ 発送事務は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命が実施。)

(2) 新聞等による郵便貯金、簡易生命保険の早期受取勧奨に関する周知

平成19年12月～平成20年1月、平成20年3月及び同年8月の3回、新聞、生活情報紙等で周知。

(3) 利用者意向等に関する調査の実施

平成19年12月及び平成20年4月にインターネット調査、同年8月に訪問調査を実施。

3 郵便貯金の推移

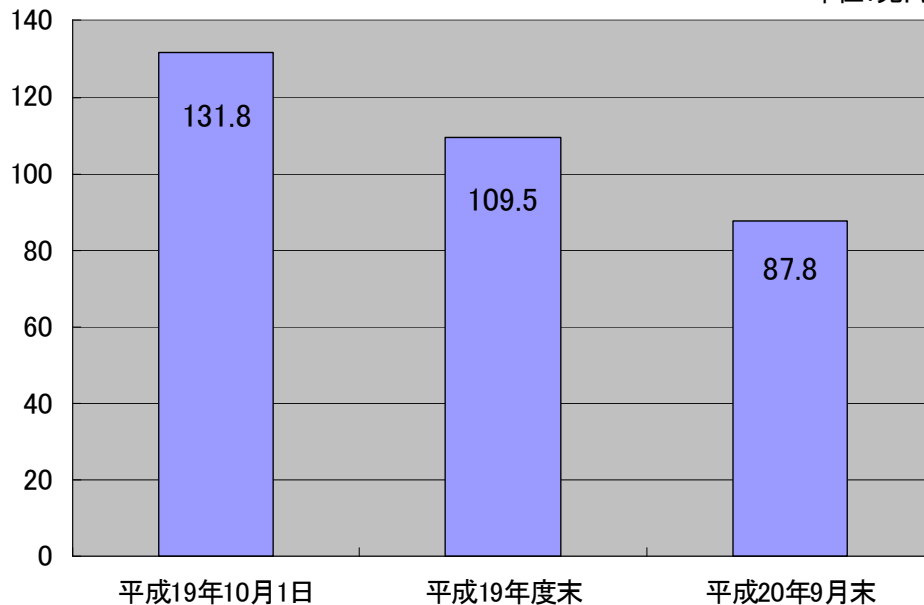
○ 平成20年9月末の郵便貯金残高

郵便貯金の残高は87.8兆円で、民営化時（平成19年10月1日）より44.0兆円減少（▲33.4%）。

なお、ゆうちょ銀行の貯金残高は、本年6月末時点で181.1兆円であり、民営化時より7.8兆円減少（▲4.1%）。

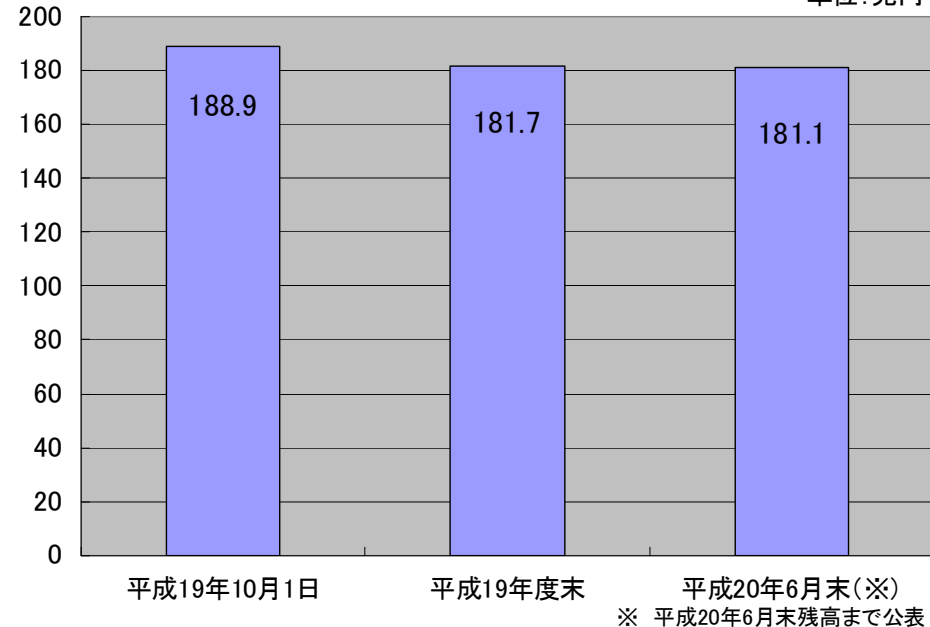
郵便貯金残高の推移

単位：兆円



ゆうちょ銀行の貯金残高の推移

単位：兆円



※ 平成20年6月末残高まで公表

4 簡易生命保険の推移

○ 平成20年8月末の保有契約状況

保険の保有契約件数は4,983万件で、民営化時より535万件減少（▲9.7%）。

保険金額は137.8兆円で、民営化時より14.5兆円減少（▲9.5%）。

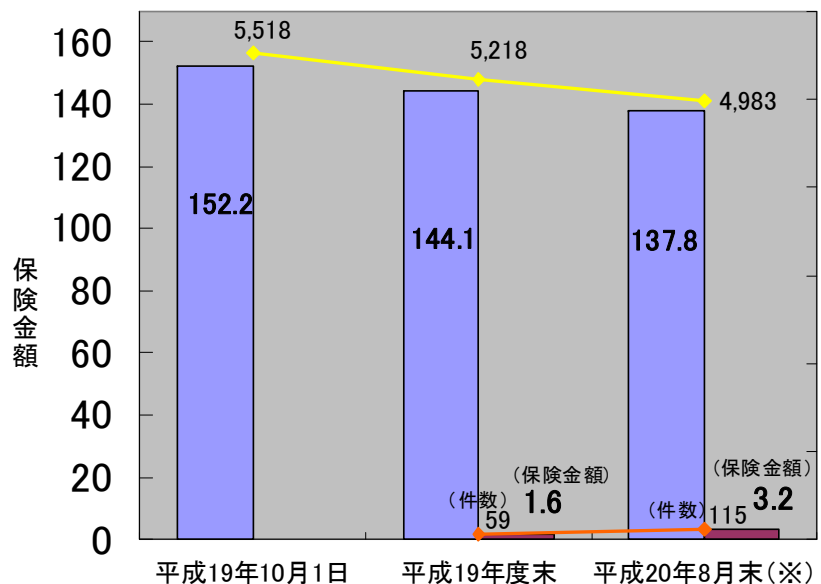
年金保険の保有契約件数は605万件で、民営化時より51万件減少（▲7.8%）。

年金額は2兆2千億円で、民営化時より1,815億円減少（▲7.6%）。

○ なお、かんぽ生命の平成20年7月末の保険の保有契約件数は115万件、保険金額は3.2兆円。年金保険の保有契約件数は13万件。

単位：兆円

保険の保有契約の推移



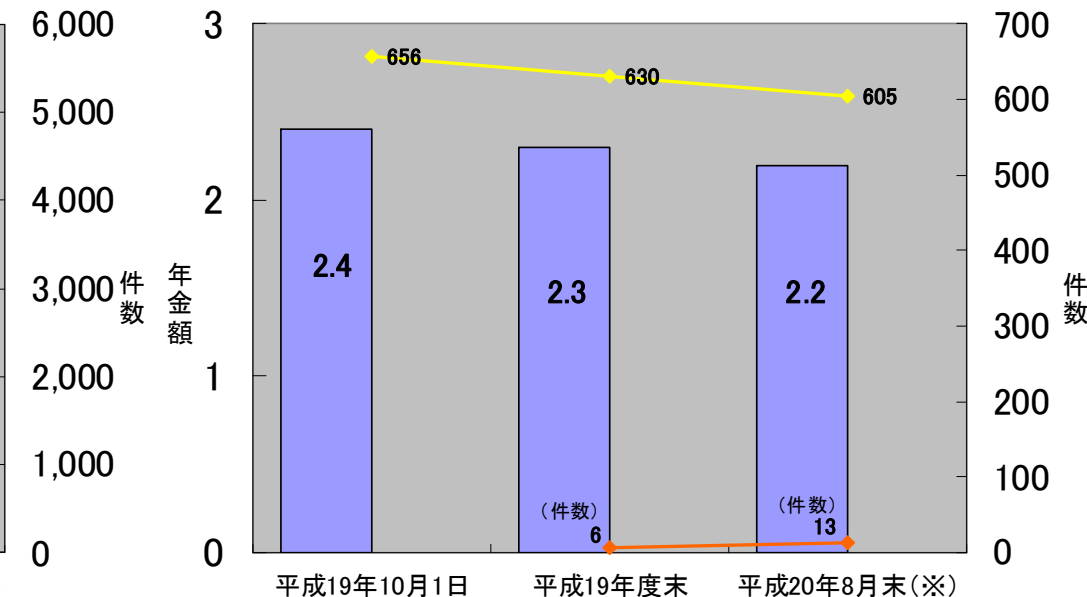
※ かんぽ生命の保険金額及び件数については、平成20年7月末の数値。

単位：万件

単位：兆円

年金保険の保有契約の推移

単位：万件



※ かんぽ生命の件数については、平成20年7月末の数値。